



子どもの急病は 夜間休日応急診療所

夜間や休日にお子さんの急病などでお困りのときは、県成人病医療センター1階の市立夜間休日応急診療所(千秋久保田町6-17)へどうぞ。各診療科の専門医が診察にあたります。診療時間は右記のとおりです。

夜間	午後7時30分～ 午後10時30分
休・祝日と 年末年始	午前9時30分～ 午後3時30分

市立夜間休日応急診療所 ☎(832)3333

保育所へ遊びに来ませんか

保育所を開放します

就学前のお子さんと保護者が対象です。保育所の子どもたちと一緒に遊びましょう。子育て相談も。時間は午前9時45分から11時まで。無料。直接各保育所へどうぞ。

▶土崎保育所・泉保育所・牛島保育所 = 5月14日(火) ▶港北保育所・保戸野保育所 = 5月21日(火) ▶寺内保育所・川尻保育所・川口保育所・手形第一保育所 = 5月28日(火)

こんにちは赤ちゃんルーム

若いご両親、未来のお父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃんが対象です。0歳児室で保育を体験してみませんか。参加無料。

とき / 5月16日(木)午前10時～11時

ところ / 手形第一保育所

申し込み 手形第一保育所 ☎(834)0766

児童館で遊ぼう

小学校入学前のお子さんご家族のかたに、平日の午前9時～正午、下記の5か所の児童館を開放しています。また、毎月1回、子育て総合センターの職員が巡回訪問し、踊りや体操、子育て相談などをします。

5月の巡回訪問日程	
明德児童センター	5月13日(月)
下北手児童センター	5月14日(火)
外旭川児童センター	5月17日(金)
高清水児童センター	5月20日(月)
広面児童館	5月28日(火)

問い合わせ 子育て総合センター

☎(863)9555

ある家族の再就職奮闘記



あきたさん家の物語

第7話 生活できなくなったら、どうしよう...

一郎さんが突然のリストラで無職となってしまったから3か月。就職活動に励んでいるものの、なかなか希望する職が見つからず、内心不安な一郎さんの目に「離職者支援資金」の新聞記事。さっそく貸付を行っている秋田県社会福祉協議会を訪ね、パンフレットを手に説明を受けました。

すると、「あきたさんの場合、貸付対象要件は満たしていますが、雇用保険を受給中は貸付が受けられませんので、最後の雇用保険を受給した後に、もう一度いらしてください」とのことでした。返済は貸付期間終了後6か月据え置き、と聞いて安心した一郎さんでしたが、市役所にも生活の相談をするところがあると聞き、福祉事務所に行ってみることにしました。

市役所福祉棟1階の保護課に案内された一郎さん。ここは生活保護を担当しているとのことですが、生活保護という言葉聞いたことはあっても詳しいことは知りません。リストラにあったことや今の生活状況、今後の不安などを相談し、制度について聞いてみることにしました。

生活保護とは、病気や働き手の死亡・解雇などで、生活費や医療費などに困る場合に手助けする制度です。国の基準で決められた世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入を比較して、不足する分が保護費として支給されます。最低生活費は住んでいる人の数、年齢などで決まり、世帯によって違うとのことなので、あきたさんの世帯ではどのくらいなのか計算してもらいました。

あきたさんの世帯は、東京に住んでいる長女を除いて5人世帯で計算されます。医療費などを除いた国の最低生活費は254,640円。それに対して、あきたさんの家族の収入は約350,000円と、最低生活費を上回っていました。また預金などの蓄えもあるので、今の時点では対象にならないとのことでした。

すぐに利用できる制度がなかったのには少しがっかりしましたが、生活費を助けてくれる制度があることを知って、ちょっと肩の荷が軽くなったような気がした一郎さんでした。

次回 希望する職の求人を見つけた一郎さんが会社面接を受けに行くことに...

問い合わせ

秋田市緊急経済・雇用対策本部 ☎(866)2114

- ▶ 離職者支援資金に関する問い合わせ 秋田県社会福祉協議会 ☎(864)2711
 - ▶ 生活保護に関する問い合わせ 保護課 ☎(866)2096
- あきたさん家のお話はインターネットでもどうぞ
<http://www.city.akita.akita.jp/>